

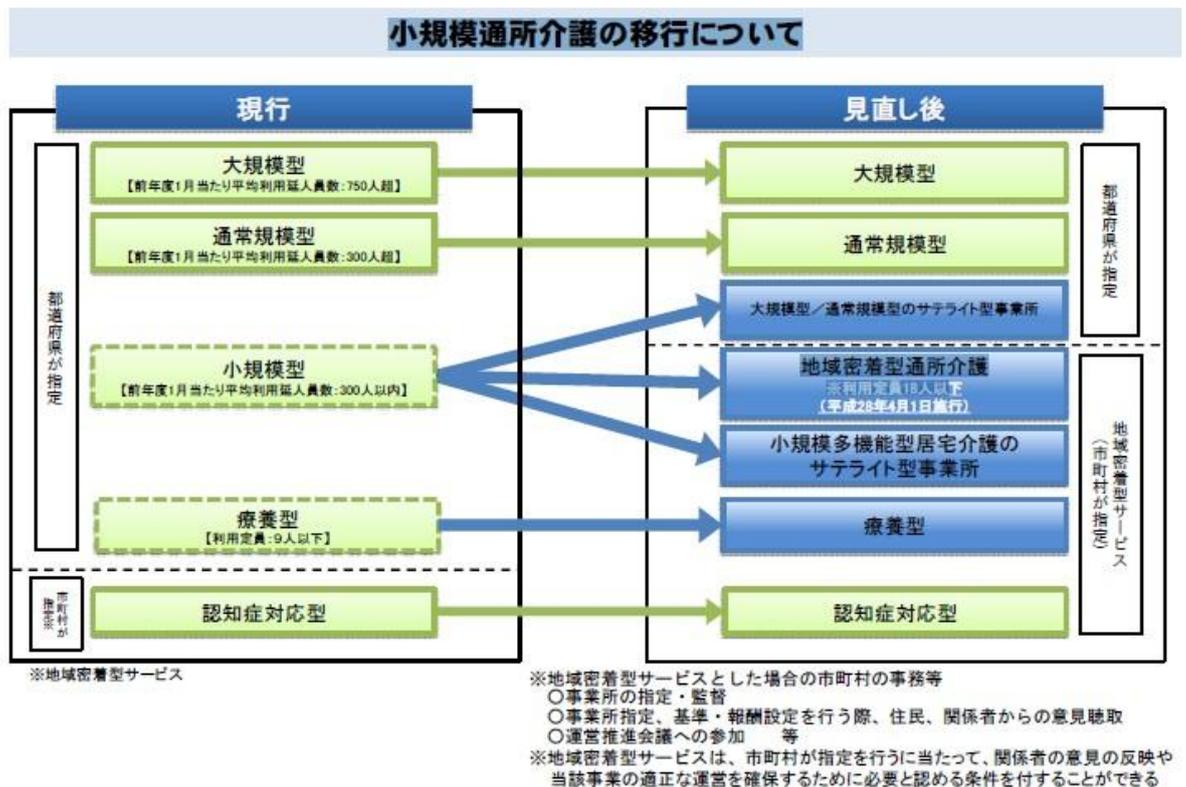
## 【地域密着型通所介護について】

## 1 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行（全体像）

（基本的枠組み）

小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、少人数で生活圏に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行します。

また、小規模な通所介護事業所の移行については、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行することも選択肢の一つです。



## 2 市内移行予定事業所

### 《通所介護（デイサービス）》

施設名	定員	指定番号	所在地
デイサービスセンター ゴジカラ村	30 人	2375000268	根嶽1211番地
デイサービスセンター「平庵(ちゃらん)」	平日・土曜 23 人 日曜 17 人	2375000326	下山55番地2
ハートフルハウスデイサービスセンター「るるん」	22 人	2375000151	宮脇911番地
ツクイ長久手作田	20 人	2375000987	作田二丁目1010番地
デイサービスセンター 愛知たいようの杜	15 人	2375000052	坊の後1418番地
デイサービスセンターやさしいところ	平日・土曜 14 人 日曜 10 人	2375000540	坊の後1121番地
デイサービスセンターきたぐま	10 人	2375000730	早稲田1015番地
デイサービス メリーヴィレッジ	10 人	2375000946	岩作中根原54番地1
長久手市デイサービスセンターさつき	15 人	2375000334	前熊下田171番地
デイサービスあんのん	午前10人 午後10人	2375000961	片平二丁目511番地
通所介護はなみずき	10 人	2375000508	作田二丁目2018番地
デイサービスセンター楽顔(らくがん)	10 人	2375000615	草掛4番地 1
あたしんち！！	10 人	2375000698	長配二丁目609番地

移行予定

※デイサービスセンター愛知たいようの杜、デイサービスセンターやさしいところ、デイサービスセンターきたぐま及びデイサービスメリーヴィレッジは定員18人以下だが、定員増加もしくは通常規模以上の通所介護事業所のサテライト事業所となるため地域密着型サービスに移行しない予定であるとのこと。

## 3 地域密着型サービスへ移行することによる事業所への影響

### (1) サービス利用者の制限

原則として本市の住民（被保険者）だけがサービスを利用できます。

ただし、小規模な通所介護事業所から地域密着型通所介護への移行については、平成28年3月31日時点で長久手市以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合は、当該利用者に限り、それぞれの住所地の市町村の指定を受けたとみなされるため、移行後も引き続き利用することが可能です。

## (2) 運営推進会議の設置及び開催

地域との連携や事業所運営の透明性を確保するために、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

## (3) 地域密着型通所介護の人員、設備及び運営に関する基準等について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）において平成28年4月1日施行で基準が規定されます。基本的には、小規模な通所介護の基準からの変更はありません。運営に関する基準に関しては、前記のとおり、運営推進会議の設置及び開催が義務付けられることとなります。

なお、本市の基準条例である長久手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日条例第32号）については、改正案を平成28年第2回長久手市議会に上程する予定です。（市の条例制定に関しては平成29年3月31日までの経過措置期間が設けられています）